

# 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領 の運用について

昭和60年 4月 1日北開局工第 2号  
最終改正 令和 3年 1月 7日北開局工管第193号

## 第1条関係

有資格者（指名停止の期間中のものを含む。）が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとする。

なお、指名停止の期間中の有資格者について再度指名停止を行う場合の指名停止の通知についても、改めて行うものとする。

## 第2条関係

- 1 「下請負人」とは、発注者から直接工事を請負った者から、その工事の一部を請負った者は勿論、それに続くすべての下請契約における請負人をいう。したがって、協力会社、リース契約等の名称で工事を施工している場合であっても、それが客観的にみて実質的な下請の形態を有しているときは、下請負人にあたる。
- 2 共同企業体は、工事の施工に関し連帯して責任を負うものであり、分担施工型の共同企業体（いわゆる乙型共同企業体）で責任区分が明確な場合を除き、原則として全構成員が指名停止の対象となる。
- 3 第2条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定建設工事共同企業体については、対象としないものとする。
- 4 第2条第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第3条第2項の規定に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

## 第3条関係

- 1 有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないこと。
- 2 下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。
- 3 短期加重措置の対象となり、かつ、第4条各号の一に該当することとなった場合には、局長の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこと。

## 第4条関係

- 1 第4条各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うこと。

- 2 第四号及び第五号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 3 「他の公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものとする。更に、私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。（別表第2第3号、第4号、第7号、第8号及び第10号においても同じ。）

#### 第5条関係

- 1 一般工事における事故に関して指名停止を行う場合において、当該事故の原因について作業員の個人としての責任が大きく、請負人の責任が小さいと認められるときは、当該事案の発生した市町村を管轄区域とする部局の発注する工事に限定して指名停止を行うものとする。
- 2 元請負人又は共同企業体について特定の部局の発注する工事に限定して指名停止を行う場合には、下請負人又は共同企業体の構成員の措置対象部局については、当該元請負人又は共同企業体と同一とする。

#### 第6条関係

- 1 事案の報告は、「指名停止事由報告書」（様式第1号）により行うものとする。  
ただし、当局発注工事に係る工事等事故の情報処理について（平成13年8月29日付け北開局工管第124号）記2(1)に掲げる工事等事故に関する報告の場合は、同通達記3(1)に定める各事故調査委員会報告書等（指名停止措置案を含む）をもって代えることができる。
- 2 指名停止の措置は、時期を失することにより契約の相手方として不適切と考えられる者と契約せざるを得ないこととならないよう早急に行う必要がある。開発建設部長等は、いたずらに警察、労働基準監督署等の判断をまって、局長への事案の報告が遅延することのないよう留意しなければならない。

#### 第7条関係

- 1 指名停止等の通知は、それぞれ次に掲げる通知書により行うものとする。
  - (1) 指名停止通知書（様式第2号）
  - (2) 指名停止期間（及び）部局変更通知書（様式第3号）
  - (3) 指名停止解除通知書（様式第4号）
- 2 指名停止等の通知は、原則として関係開発建設部長等を経由して行うものとする。
- 3 指名停止を行った場合において、当該指名停止の認定をした日の直前の2年間程度に当局の指名及び当局からの受注実績（当局発注工事を下請けした場合を含む。）がないときは、「通知する必要がないと認める相当な理由がある」として扱い、当該有資格者に対する通知を省略することができるものとする。

#### 第8条関係

「やむを得ない事由」とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に規定する場合をいう。

## 別表第1 関係

措置要件については、次の各号によるものとする。

### 1 過失による粗雑工事

- (1) 「施工に当たり」には、単に、工事現場における作業に限らず、資材、排土等の運搬、土捨場、資材置場等における作業も含まれるものである。  
(以下、この表各号において同じ。)
- (2) 「工事を粗雑にした」とは、工事の施工中、施工後を問わず工事の目的物に契約不適合がある状態をいう。
- (3) 「一般工事」については、公衆に重大な損害を与えたときなど社会的に大きな問題を生じさせたような場合には、措置の対象となる。
- (4) 「一般工事」における過失による粗雑工事について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
- (5) 故意により工事を粗雑にしたと認められるときは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当し、資格取消の対象となる。
- (6) 低入札価格調査を行った当局発注工事において別表第1第2号の措置要件に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3ヶ月となるように運用すること。

### 2 契約違反

工事の施工に関し契約違反の内容が、当局との信頼関係を失わせるような場合等が措置の対象となる。

### 3 公衆損害事故及び工事関係者事故

- (1) 公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わないものとする。
  - ア 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
  - イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- (2) 当局発注工事における事故について、安全管理の措置が不適切であったと認められるときは、原則として、アに該当する場合とする。ただし、イによるものが適当である場合には、これによることができるものとする。
  - ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
  - イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- (3) 一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるときは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない

で公訴を提起されたことを知った場合とする。

## 別表第2 関係

### 1 贈賄

「代表権を有すると認めるべき肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいう。

### 2 独占禁止法違反行為

(1) 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいう。(別表第2第15号においても同じ。)

(2) 独占禁止法第3条に違反した場合は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後速やかに指名停止を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

(3) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合(第5号及び第6号関係)は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

(4) 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

### 3 建設業法違反行為

建設業法違反行為について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

(1) 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が当局が所管する区域内における建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

(2) 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合(局長が軽微なものと判断した場合を除く。)

### 4 不正又は不誠実な行為

業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいう。

(1) 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が当局の所管する区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(2) 当局発注工事に関して、落札決定後辞退、有資格者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

様式第1号～様式第4号〔略〕